

## 避難情報の名称が変わりました

令和3年5月20日に災害対策基本法が改正され、警戒レベル3～5の避難情報の名称が変更になりました。(右図)

### 避難情報とは

災害の発生が差し迫り、住民に避難を促す必要がある場合に市町村が発令する情報のことです。

## レベル4 避難指示で必ず避難！

特に大きく変わったのが、警戒レベル4です。「避難指示(緊急)」と「避難勧告」が、「避難指示」に一本化されました。警戒レベル4「避難指示」が発令された場合は、危険な場所から必ず避難をしてください。

## 変更になった三つの避難指示

危険度大	警戒レベル5 <b>緊急安全確保</b>	すぐに安全な避難ができず、命が危険な状況です。この指示が出る前に避難を完了してください。
	警戒レベル4 <b>避難指示</b>	危険な場所から全員避難してください。
	警戒レベル3 <b>高齢者等避難</b>	避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、危険な場所から避難してください。

# 災害時の「避難」について考えよう

問い合わせ 危機対策課 (市庁舎5階、☎65・4103)

警戒レベル	発令される状況	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	災害発生または切迫した状況	緊急安全確保	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~~			
4	災害の可能性が高い状況	避難指示	避難指示(緊急) 避難勧告
3	災害の可能性のある状況	高齢者等避難	避難準備・高齢者等避難開始
2	気象状況の悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況が悪化する恐れがある状況	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)



## あなたはどこに避難しますか？

### 避難先は指定避難所だけではない

避難には、危険な地点から安全な地点に退避する「立退き避難」と、事前に安全性を確認した上で自宅にとどまる「在宅避難」があります。「立退き避難」の場合、指定避難所への避難が一般的ですが、安全な場所であれば、親戚や知人宅、ホテルなどへ分散して避難することも効果的です。

### 安全性を確認し状況に合わせた避難を

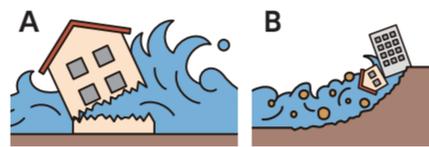
避難する場合は、災害リスクのある場所からの「立退き避難」が最も好ましいですが、洪水の場合は、浸水区域内の建物であっても、ハザードマップなどで浸水深の想定を把握した上で、高層階にとどまったり、上の階に移動する「屋内安全確保」により、身の安全を確保することが可能な場合があります。

また、地震の場合も、揺れが収まり、建物の安全が確保できる場合は、自宅にとどまる「在宅避難」のほか安全な親戚・知人宅や、ホテル・旅館への「立退き避難」が効果的です。

左図の四つの例を参考に、自分の家庭ではどのように行動するか考えておきましょう。

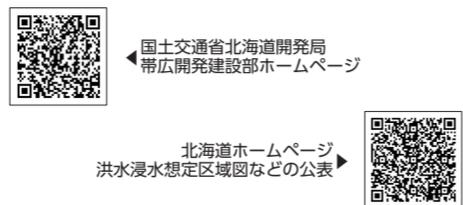
## 屋内安全確保に必要な三つの条件

①建物が家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていないこと



家屋倒壊等氾濫想定区域とは、以下のA、Bに該当する区域をいいます。  
A 氾濫した水の流れの力が大きく、家屋が倒壊する危険がある区域  
B 河川の流れにより土地が浸食されて家屋が流出する危険がある区域

家屋倒壊等氾濫想定区域は、国や北海道のホームページで確認できます。



②居室が浸水深より高いこと

3-4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

浸水深の想定は、市ホームページや令和2年3月に全戸配布した「おびひろ暮らしと防災ガイド」に掲載している洪水ハザードマップで確認できます。

**浸水深とは**  
洪水や内水氾濫などで浸水した地点の地面から水面までの高さのことです。

③水が引くまで耐えられるよう、食料などの備えが十分であること



洪水時は水、食料、薬などの確保が困難になるほか、電気、ガス、水道、トイレなどの使用ができなくなる恐れがあります。

普段から食品を少し多めに買い置きし、消費分を買い足す「ローリングストック」を活用し、必要な食料を確保しましょう。

また、停電や断水などに備えて、懐中電灯、ラジオ、携帯トイレ、ヘルメットなどの頭を保護するものを家庭で備蓄しましょう。

## 避難情報などを受け取る準備をしてください

### 緊急情報一斉伝達システム

固定電話、ファクス、登録制メールで災害情報を一斉に配信するほか、指定の電話番号に発信すると市が配信した災害情報を確認できるサービスを行っています。

#### ①固定電話、ファクス

市内在住の携帯電話、スマートフォンを持たない人や、視覚・聴覚などに障害がある人が対象です。危機対策課窓口で受け付け。

#### ②登録制メール

市内在住の携帯電話、スマートフォンを持つ人が対象です。登録方法は市ホームページから確認してください。



#### ③テレホンサービス

☎050・5212・5254に発信すると、市が配信した災害情報を自動音声で確認できます。  
※電話料金は利用者の負担になります。